

森林研究・整備機構における公的研究費等の不正防止への取組について

近年、全国の研究機関等において、公的研究費の不正使用がマスコミ等で報道されています。

このような不正は、研究機関の名誉と社会的信頼を著しく傷つけるばかりでなく、人々の科学への信頼を損ない、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものであり、文部科学省及び農林水産省においても「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」により、不正防止への取組を求めています。

当機構においては、このガイドラインを踏まえ、管理体制を整備し、積極的に不正防止に努めます。

令和3年8月31日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
理事長 浅野 透

ガイドラインに基づき、公的研究費等の運営・管理に係わる管理体制等について、下記のとおり公表します。

1. 国立研究開発法人森林研究・整備機構における公的研究費等に係わる職員の行動規範
2. 国立研究開発法人森林研究・整備機構における公的研究費等の管理・監査の実施要領
3. 公的研究費等不正防止計画
4. 運営・管理に関わる者の責任と権限

【最高管理責任者】

職 名 理事長

責任と権限 森林研究・整備機構を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負います。

また、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど啓発活動を定期的に行うとともに、以下の統括管理責任者、公的研究費等コンプライアンス責任者及び支所等責任者が責任を持って公的研究費等の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを執ります。

【統括管理責任者】

職 名 企画・総務・森林保険担当理事

責任と権限 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について研究所全体を統括します。

【公的研究費等コンプライアンス責任者】

職 名 森林総合研究所に置く総括審議役

責任と権限 公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。

【支所等責任者】

職 名	森林総合研究所 林木育種センター 森林バイオ研究センター 支所 育種場	企画部長 審議役 センター長 支所長 場長
責任と権限	森林総合研究所、林木育種センター、森林バイオ研究センター、支所及び育種場における公的研究費等の運営・管理について、実質的な責任をもちます。	

4. 相談及び通報窓口

公的研究費に係る事務処理手続に関する相談受付窓口
不正に関する通報受付窓口

所 属	窓 口	電 話 番 号
森林総合研究所	研究管理科	029 - 829 - 8118
林木育種センター 森林バイオ研究センター	育種企画課	0294 - 33 - 7127
北海道支所	地域連携推進室	011 - 590 - 5503
東北支所	地域連携推進室	019 - 648 - 3930
関西支所	地域連携推進室	075 - 366 - 9901
四国支所	地域連携推進室	088 - 802 - 8908
九州支所	地域連携推進室	096 - 343 - 3169
多摩森林科学園	業 務 課	042 - 661 - 1121 (代表電話)
林木育種センター北海道育種場	連絡調整課	011 - 386 - 5087 (代表電話)
林木育種センター東北育種場	連絡調整課	019 - 688 - 4518 (代表電話)
林木育種センター関西育種場	連絡調整課	0868 - 38 - 5138 (代表電話)
林木育種センター九州育種場	連絡調整課	096 - 242 - 3151 (代表電話)

* 通報等の行為を理由として通報者が不利益にならないよう、関係規程に基づき対処します。